

平成29年11月定例会 環境対策特別委員会（付託）

平成29年12月12日（火）

〔委員会の概要〕

山西委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

田尾部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

古川副委員長

私のほうから若干、質問をさせていただきます。さきの総務委員会で県民環境部の平成30年度に向けた施策の基本方針が示されましたけれども、この中で環境の関係、環境首都とくしまが世界をリードするということで、まずこの自然エネルギーの導入加速というのを掲げられてますけれど、これについてどのような形で加速をしていくかという部分を、来年度に向けてお聞かせいただきたいと思います。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま、古川副委員長から来年度に向けての自然エネルギーの推進ということでの御質問かと思えます。本県は飯泉知事が34道府県、約200の民間企業さんの御参加を頂いています自然エネルギー協議会の会長県というような形で、これまでも自然エネルギーの推進に積極的に取り組んでまいったところでございます。

具体的に来年度ということで、今ちょうど予算折衝というようなところで、具体的な中身については精査をしているところと言いましょいか、財政当局ともお話をさせていただいているところでございます。方向としまして、今、自然エネルギーというのが、自立分散型のエネルギーということで非常に地域と密着した形のエネルギーになっていくというような特性もございます。

我々、来年度も力を入れていきたいと思っているのが、人材育成の部分だと思っています。自然エネルギーを地域で自ら発電をして、それを地域で活用していくというような形を作っていくというのも一つの理想形かなというふうに考えてございます。その中で今年

度は経済産業省とも協力しながら、まちエネ大学というふうな形で地域の電力をうまく使っていくという人材育成の部分の講座も開かせていただいております。次年度、どういう形になっているかというのは、先ほど申し上げたような、予算折衝の結果にもよりますけれども、そういった人材育成の部分と地域のエネルギーという形での取組についても、積極的に進めてまいりたいと考えております。そういう点で基本的な形でお答えをさせていただきたいと思います。

古川副委員長

その地域に貢献する自然エネルギーの事業を起こしていくというのは、すごく大事な視点かなと思います。そして、人材育成というのもすごく大事な部分なので、しっかりと進めていくのも大事だと思います。人材育成、そこから始めるんですね。人材育成もしながら、地域で貢献する自然エネルギーの事業が立ち上がるようなことも同時並行でやっていけないと思うんですが。確かに自然エネルギー事業を起こそうと思ったら、かなりの初期投資があるので、そのあたりが大きなネックになってくるだろうとも思いますけれども、事業を実際に起こしていくという部分については、やっぱり、来年度も無理かなという感じですか。

岡島自然エネルギー推進室長

副委員長がおっしゃられるように自然エネルギーの分野につきましては、非常に採算の部分でまだまだ難しいところ、太陽光なんかは割と採算ベースに乗っていつているという形で、F I Tをうまく使ってというようなこともございます。それ以外については、まだまだ採算性のところについては工夫の余地が大分あるのかなというようなエネルギーもございます。そういった中で県内でも報道とかでも大規模風力の計画もございますし、西部のほうでも木質バイオマスというような計画もございます。実は、これまだ小型風力の段階でございますけれども、そういったようなお問合せというのも、まだまだ自然エネルギー推進室のほうにもいろいろございます。それともう一つ、企業局でも小水力のほうで事業計画が進んでいるというようなこともございますので、いろいろな所にいろいろな種といますか、シーズがある所もございますので、そういった所を積極的に我々としてできるところの支援をしていきたいというふうに考えてございます。

古川副委員長

分かりました。なかなかでも難しそうな感じを受けますけれども。もう少し具体的な質問をしますと、今年度、脱炭素型の設備の整備補助金ということで1億4,000万円ぐらい積んでるんですか。2本立てで、一つはこのネット・ゼロ・エネルギー・ビルとかハウスの関係の施設整備に補助金を出すというのと、自然エネルギー立県とくしま推進事業の補助金ということになっていますが、まず、この自然エネルギーのほうの補助金の執行状況はどんな感じですか。

岡島自然エネルギー推進室長

Z E H以外の部分というようなことでの御質問かと思えます。従前は自然エネルギーの

設備の補助金というような形を取らせていただいていたんですけれども、2年前だったかなと思いますけども、最近、小水力も風力もそうなんですけども、事前にその事業採算性がどれだけあるのかという調査に意外と時間でありまして経費がかかっていたというふうな現場のお声も聞く中で、その補助金の中でその調査事業についても補助対象とさせていただいているといったところでございます。

本年度につきましては、具体的に小型風力であったと思いますけれども、鳴門のほうで小型風力に係るその調査というような形で風況調査とか、それに係る部分の調査事業の申請がありましたので、そちらについて補助金の交付決定をさせていただいて、執行しているところでございます。

古川副委員長

そうしたら、この小型風力ということで鳴門での調査、これをもうちょっと詳しく、どういう所で、陸域なのか海上なのかと、どのような形でどんな内容でやっているのかみたいなのは。

岡島自然エネルギー推進室長

鳴門の、具体的に山の名前は忘れちゃったけれども、結構、山頂部と言いましょか、そのほうの地区だったと思います。そちらについて、実は具体的な風況調査というところももちろんあるんですけども、確かその風況シミュレートみたいな形でいろいろな条件の数字を入れまして、そこでシミュレートすることによって、具体的なその風況調査に近い数字のシミュレートができるというふうな、これはいわゆる大学の研究者であるとか、そういう方にもお墨付きを頂いているような風況シミュレートみたいなのがありまして、それを使った調査という形で実際やられた事業所さんがございまして、そちらに対する補助金を出させていただきました。

古川副委員長

山の上ということなんですけども、洋上のほうも何か沿岸部でやっているというふうに聞いているんですけども、そっちのほうは県は絡んでないということですか。

岡島自然エネルギー推進室長

お問合せの洋上風力のことであろうかと思います。こちらにつきましては、主に鳴門市さんが環境省の委託事業を受けて、里浦地区のほうで洋上風力についてのいわゆる可能性調査だと思いますが、そういうふうなところをやっておられると聞いてございます。

私どもとしましては、洋上風力に係るその調査に係る打合せ会とかには、常に参加をさせていただきまして、分かる範囲での御意見も申し上げつつ、進捗状況についても把握をしているというふうなところでございます。

古川副委員長

今年度のこの自然エネルギーの関係の補助金については鳴門の小型風力で、これ補助額は何分の何で幾らの交付決定なのか。まだ、これ1件だけですか。

岡島自然エネルギー推進室長

補助率につきましては25パーセント、4分の1以内というような形でさせていただいております。金額はすみませんが、数十万円単位だったと思いますけれども。また、後ほどお送りさせていただきたいと思います。現状ではその1件というような形でございます。

古川副委員長

分かりました。ちょっと1件というのは寂しいかなという気もします。1億4,000万円積んでいるので。金額は後で教えてくれるというんですけど、残りは全部ZEBのほうに回っているという感じなのか、多くが余っているという感じなのか、ZEBのほうはどんな状況ですか。

河崎環境首都課長

ZEBの補助金についてでございますけれども、今年度、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルとネット・ゼロ・エネルギー・ハウスにつきまして、県も国の補助に加えまして補助制度を設けたところでございます。そして、現在、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスにつきましては、3件申請がございまして、補助をさせていただく予定となっております。

古川副委員長

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのほうに3件、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルのほうはちょっと今のところないということで、これ、結構厳しい状況ですね。大きい額を積んでいるので、12月で残り3か月ですから、かなりの額を余らせてしまうというような感じがしますけれども、そのあたりは今後3か月でどんな状況に持っていくような感じなんですか。

岡島自然エネルギー推進室長

この制度につきましては、以前は太陽光も補助金の対象に入れていたということで、民間の方も十分補助金を使っていただいて件数は伸びてきたところでございます。ただ一方で、太陽光の伸びがある程度状況も良くなってきたというようなことでございまして、太陽光を補助金の制度から外したというところもございまして、ここ何年か小水力であるとか小型風力というふうな形に特化させていただいているような補助金になってございます。副委員長の御指摘のように、まだまだその小水力の部分での適地の選択でありますとか、そのあたりでまだまだ、我々としても努力をしていかなければいけないのかなというようなところで、この補助金の結果も現れているのかなと思います。我々も補助金の周知も含めまして、もっと皆さんに働き掛けていって、この補助金を使っただけのようなことにも取り組んでまいりたいと考えております。

古川副委員長

いろいろ条例も作ったり目標も高く設定して、また適応計画なんかも作ったりして、徳島県がこういう温暖化対策をリードしていくんだみたいなことは、ここにも「世界をリー

ド」みたいなことを書いてありますけれども、実際こういうような事業の進捗とかを見たらかなり寂しい感じがして、どこまで本気でやっているのかなみたいな感じがします。予算をこれだけ積んでいるんですから、ほとんど不用で落としてしまうんだったら、言うだけで何も進んでないというふうになります。やっぱり、待っていたらなかなかみんな手も挙げてくれないし進んでいかないので、どうやって使ってもらうか、進めてもらうかということを真剣に考えて執行していかないと何年経っても変わらないような状況になると思います。このあたりしっかり取り組んでいただきたいと思います。

このネット・ゼロ・エネルギー・ビルについては、ほとんどないということで、この9月議会で公共団体の公共施設のゼロエネルギー化というか、そのあたりも質問をさせてもらったんですけれども、地球温暖化対策推進法においては地方公共団体というのは、地方公共団体の施設におけるゼロエネルギー化に対して、どのようなことを法律で言われているんですか。

河崎環境首都課長

地方公共団体の施設におけるゼロエネルギー化ということでございますけれども、明らかにこのようにせよというようなものではございません。それに向かって努力していくべきものと受け止めております。

古川副委員長

この法律の中では、地方公共団体は実行計画の事務事業編、これをしっかり策定をするということが義務付けられていると思ってますけど、そうではないんですか。

河崎環境首都課長

もちろんそのとおりでございますけれども、それでそういった策定をして、具体的にどのようにゼロエネルギー化を進めていくかにつきましては、それぞれに御理解を頂きながら進めていくものと思います。

古川副委員長

計画を作って、しっかりゼロエネルギー化を進めていくという計画を作りなさいということにはなってるわけですね。県とか市町村がいつまでにするようになってるか分かりませんが、今どんな状況ですか。

河崎環境首都課長

現在の市町村において、どのように進んでいるかということの集計を手元に今持っておりませんので、後ほど、御連絡をさせていただきたいと思います。

古川副委員長

まず一つ、県は作っているのかどうか。県は、どんな形になっているのか。

それともう一つは、市町村のどこか一つでもできてるのか、一つもできてないのかぐらいは分かるでしょう。

山西委員長

小休します。(10時52分)

山西委員長

再開します。(10時52分)

河崎環境首都課長

手元に資料がございませんので、後ほど御連絡させていただきたいと思います。

古川副委員長

そのあたりも全然、結局はおさえてないということですよね。この9月に私が質問したにも関わらず、全然取組が進んでないというか、自分の所、県も一つの事業所ですからね。地方公共団体ですからね。しっかり取り組むように義務付けられているんでしょう。そのあたりをしっかりとおさえてやらせていかなかったら、何も進んでいかないじゃないですか。そのあたりを全然知らないというのはまず大きな問題だと思いますよ。進めていく所管の課が知らないというのは。しっかりとまず地方公共団体から取組を進めていかないといけないと思いますし、また、補助金なんかをしっかりと事業設定して、それも使ってもらうように、ゼロエネルギー化を進めていっていただきたいと思います。

国のほうもこの地方公共団体のこういう補助金を作って、それを9月の答弁では市町村にしっかりと周知していきますという答弁でしたよね。このあたりの周知というので、今はどんな状況ですか。

河崎環境首都課長

特に市町村への周知につきましては、年明けに担当者を集めまして、説明会等をする機会がございます。こういった中でしっかりと周知していきたいと考えております。

古川副委員長

定期的に集まるような機会が集まった時に一つの議題として言うんじゃないくて、やっぱり、きちっとそのために集めたり、また出向いて行って、しっかりとやってもらうように働き掛けていくというような努力をしていかないと、幾ら徳島が世界をリードしていくんだみたいなこと言ったところで、何も変わっていかないじゃないですか。このあたりの事をせずに口だけで言っていたのでは、余り徳島の環境対策というのは全然進んでいきません。しっかりとこのあたりで、もう一回見直してやっていっていただきたいと思います。

あともう一点、来年度の基本方針の中の「適応策を主流に徳島から発進」。これも徳島から発信となってるんですけども、このあたりは、どんな取組をしていくんですか。

河崎環境首都課長

もちろん都道府県単位だけでなく、各市町村単位につきましても、そういった取組を推進していくということでございますので、先ほども申しましたような集まる機会、そ

れから副委員長からもいろいろ御提案を頂きましたけれども、こちらから積極的に出掛けて行って、いろいろな働き掛けをすべきではないかというようなこともございます。こういったことも、しっかりと取り組んでいく所存でございます。

鎌倉県民環境部次長

先ほどの適応策の御質問でございますが、これは徳島県が他の都道府県に先駆けて策定しているモデルでございますので、これがモデルになって全国をリードできるような模範として、どんどん情報提供していきます。

古川副委員長

分かりました。まずこういう適応策を作っていく、適応戦略を作っていくということは大事なので、そういうことは進めていっていただきたいなと思います。また、徳島はせっかく先駆けて作っているの、この適応戦略をしっかりと前に進めていくということも、同時にしていけないといけないと思いますので、来年度に向けて、まずこの温暖化によって、いろいろなリスクがありますけれども、適応戦略の中でも主要な六つの対象分野というのが掲げられています。今、日本においてというか世界においてというか、徳島においてというか、一番顕著になってきているのはどのあたりか。とにかく、どのあたりを来年度力を入れていけないといけないと思っているのか。認識はどうですか。

河崎環境首都課長

適応策につきましては、今、地球温暖化がどんどん進んでおり、その影響と思われる事象も現れてきています。例えば、海産物、特に鳴門わかめにつきましても、種付けの時期が随分と後ろになってしまっているということもございます。こういったものにつきまして、今までも日常的に各部局で積極的に取組をしていただいている。適応策というのは、我々は気付かないうちに既に取り組んでいるものでございます。治水対策におきましても、同様に取り組んでいただけるというようなことでございます。まずは優先してどれがというようなことではなくて、全般的に同じように地球温暖化の影響というのが出てきておりますので、関係部局と協力連携をしながら取組を推進していきたいと考えております。

古川副委員長

今の答弁もちょっと悠長な感じかなとすごく感じますけども。確かに海水温が上がって水産業への影響とかそのあたりは、本当に現れてきてるのかなと思います。それが即、食料不足とかそういうところまでは、まだ結び付いてはきてないのかなと思いますけども、海面の上昇についても徐々に上がってきてるんでしょうけど、それは、まだまだ先の話かなという感じもしますし、ただ暑熱の影響で熱波とか熱中症なんかはかなり顕著に出てきているのかなと。このあたりは、しっかり進めていけないといけないのかなと思います。また、極端な気象現象、異常気象というかゲリラ的な豪雨とか、そういうのもかなり増えてきてるんですね。このあたりも、しっかりと進めていけないといけないと思います。まだまだちょっと先の話かなというのと、本当に緊急にしていけないといけないのを

しっかりと見極めて、そのあたりお金も限られてるわけですから、しっかりと対策をとっていかないといけないと思いますけれども、来年度に向けて、この適応戦略を前に進めていくというのは、どんな形を考えられているんですか。

河崎環境首都課長

適応策の普及推進といいますか、こういった取組につきましては、当初予算要求との関連もございます。日本国内で他県に先駆けて策定したものでございます。これを県外にも発信していくとか県内にも広めていくとか、そういった取組について、いろいろな啓発事業でありますとか、それから出向いて行つての啓発でありますとか普及でありますとか、そういったことに取り組みたいということで、今準備を進めているところでございます。

古川副委員長

温暖化の影響というのは、日本だけではなくて世界的にもこれから取り組むというようなところが大きいかなと思いますし、徳島だけ他の所よりも進んでやるというのもなかなか難しい部分もあるかと思いますが、この適応戦略をまず作ってますからね。やはり世界をリードしていくという気概で、しっかりとやれる所からやっていかないといけないのかなと思いますし、その危機感をまず徳島から発信していただきたいと思います。ただ、やはり特にハード面と言うと、かなり予算もかかってくるので、やっぱりその財源の確保をしっかりと国のほうに訴えていかないといけないと思うので、そのあたり、来年5月の政策提言に向けてしっかりと財源の確保ということを訴えていただきたいと思います。ってますけれども、このあたりどうでしょうか。

河崎環境首都課長

副委員長のおっしゃるとおり、適応策を推進するにしましても財源というのが非常に重要となってくるところです。そうした中でやっぱり、各自治体に対する国の支援ということも非常に大切ではないかと思います。本県では、全国に先駆けて策定した、脱炭素社会の実現に向けた気象変動対策推進条例、その中に適応策と緩和策を両輪に位置付けたところでございますので、これを国に対しましても、こういった計画、適応策の法制化をすべきではないかと提言をさせていただいたところでございまして、こういった取組を通じまして、財源の確保について国の御協力も頂いていきたいと考えております。

古川副委員長

分かりました。さきの県土整備部の委員会でも、県土整備部のほうも、この激甚化する災害に対して浸水対策もしっかりやっていくということも掲げられてましたので、その委員会の中でも言いましたけれども、ゲリラ的な本当に尋常じゃない雨の降り方にどう対応していくのかというのはしっかりと考えて、日本全体の問題だと思いますけれども、対応していかなければならないと思いますので、まず、どうやってお金を作っていくかということを、徳島から発信していただけたらと思っていますので、そのあたりしっかりと取り組んでいただきたいと思います。何回もになりますけど、環境首都とくしまが世界をリードするというところで、本当にこのあたり、そういうような財源確保の問題にしても、また、

積極的な取組をしっかりと自然エネルギーの分野でも、他県に先駆けてやっていくという形で進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

田尾県民環境部長

副委員長からいろいろお話を頂きましたので、私のほうからも当部でお答えをさせていただいたことにつきまして、補足も含めてお話をさせていただきたいと思います。

まず冒頭、自然エネルギーの事業化のための補助金Z E H, Z E Bあるいは自然エネルギー導入のための補助金のお話がありました。以前には、先ほど申しましたように太陽光というものが随分とF I Tのおかげでも推進をされたというようなところもございました。また昨今は、小水力でありますとか風力でありますとか、やってみたいとおっしゃる事業者の方があちらこちらで県内にもおられます。もちろん全国におられますけれども、そうした方の呼び水、さらには、その調査につきましても対象にするというようなところで間口を広げてみた。そして、今年度はZ E B, Z E H, この辺を推し進めていきたいというようなところで、副委員長からも御指摘がございましたように、地方公共団体の責務という部分、これは努力義務ではありますけれども、そういった部分も実現化する、その後押しをするという意味で、今言ったような要件の補助金を創設させていただきました。これは規模としては、相当大きいものではございますけれども、環境と経済の好循環を生み出すという趣旨を込めて、相当額をお願いしたところでございます。

そして、県内の工務店さんとかそういう事業者の方はこういう国の制度に対して非常に敏感でございます。正に自社のビジネスチャンスそのものでございますから、そうした方々とも連携をとりまして、今年度は残された期間がもうあと少しですけれども、頑張っってこれを普及をさせていきたいと。今年度4月にオープンさせましたエコみらいの中にもエコモデルルームを県内事業者の御協力を頂いて設置したところでございますので、そうしたZ E Hが広く県民の方に認識されるように努めていきたいというふうに考えております。

それから、適応策の主流化のお話がありました。実は適応策の主流化、法制化ということにつきましては、環境省の概算要求の中に項目として法制化をするんだというようなことが盛り込まれたところでございます。これは、実は私もこの夏に自民党の勉強会に呼ばれて、徳島県は、適応策というものを条例中に初めて盛り込んだ県だということで、その状況を教えてくれということでお話を30分ほどさせていただいたことがございます。その後、法制化をするんだということを自民党のほうで御議論いただいて環境省のほうの概算要求に結び付いたというようなところとっておりますので、正に我々地方から旗を振っていくというようなところの責任を負っているというふうに考えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、11月14日にアスティで開催いたしました水素グローバルエキスポ。これにつきましても、これは多少尖ったところということで水素にフォーカスして、展示会をやったというのは、また、知見を集めていろいろなことを専門家の方からお話いただいたというのは今回が初めてで、実は講師を務めていただいたトヨタの方だったと思うんですが、こういう水素にフォーカスしたことを徳島で開くのは非常に画期的なことだと。東京モーターショーでも水素の車は2, 3台しか出てなかったけど、徳島にあれば水素のバス、フ

オークリフト、それから乗用車と数台も見られたというようなことで、我々、そういった尖った企画催しもやっていって、副委員長がおっしゃるような脱炭素ということについての機運を全体として盛り上げていきたいというふうに考えております。ですから、いろいろ取組を総合的にやる中で機運を醸成しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

古川副委員長

部長から最後、話を頂いたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。やっぱり、ZEBのあたりは公共団体がまずは取り組んでいかなければ、民間も付いていけないと思いますので、先ほどもありましたように県の状況、市町村の状況、またしっかりと教えてください。終わります。

眞貝委員

この環境対策特別委員会に各部署がありますので、トータル的に質問をさせていただきます。徳島県内に小学校、中学校の休校施設があると思うんですが、その活用と言いますか、休校施設については教育委員会だけではないので、全部つながりますので。愛媛県の事業所が休校施設のグラウンドで太陽光なり自然エネルギーを作って、その校舎の中や体育館で水耕栽培、LED栽培でハーブとかの生産をして安定した供給ができるというような形のものが載っておりました。そして、プールも事業所が淡水の養殖ということを活用してやっておるということも出ておりました。

そういう施設が今できておるようですが、休校施設というのは、中山間地域にございまして、一次産業をするにあたって、高齢者の方が働きやすい環境になるのかなと思います。そして、それを徳島ブランドとしてもうかるブランド戦略課に見ていただいて、総合的に教育委員会も農林水産部もトータル的に考えて、生産して販売する。そういうことがエシカル消費になるのかなと思ったりもするんですが、総合的にそのような有効的な物をいろいろな課と交えて、これから徳島モデルというのを創設するというのを、僕は提案したいんですが、そのところはどうか。

勢井副教育長

まず学校の点、小・中学校の廃校等の利用についての御質問ですが、今廃校の利用状況につきましては、データを持ち合わせておりませんが、太陽光パネルに関しましては、現在、小中学校では99校、幼稚園2園に設置されております。また、その他の事業といたしましては、今申し上げました太陽光発電の新エネルギー活用型とか断熱化による取組があります。

御提案のありました廃校等の利用につきまして、直接の管理は市町村になっており、具体的な取組で今お答えできるところはございませんが、教育委員会でどういうことができるか、私どもの中で検討してまいりたいと思っております。

眞貝委員

そんなきっちりした答弁を求めておりませんので、総合的なことでお話をさせてもらい

ました。今後、自然エネルギーや旧校舎の活用で中山間地域の高齢者の方、障がい者の方が働きやすい徳島モデルというのを構築してもらいたいというのが、私の意見でございまして、すぐにどうのこうのとは申しませんが、やはり、非常に中山間地域で高齢者の方が多いでございます。そして、徳島県も一次産業がメインで、一次産業が盛んにならなければ、徳島の地方創生も難しいかなと思うんです。やはり、体力的な問題等が出ますので、そういうふうな新しい農業と新しい自然エネルギーの使い方とか校舎の使い方とか、そのような全く今までにないような発想をこれから考えてやっていただけたらなと思いますので、これは提案として述べさせていただきます。

田尾県民環境部長

大変、示唆に富むお話を頂いたというふうに思います。一つの例で空き校舎、公の施設の遊休施設の活用というところで、そこに農業であったり最新のLEDであったりとか、それから太陽光であったり風力であったり、いろいろなもののコンプレックスと言いますか組合せでもって、新しい仕事ができるしていくというのは、非常にこれから我々が目指さなければならぬところだと思います。現に県内の企業さんでも使わなくなった工場の建屋の中で夏秋いちごを栽培して、それを大きなビジネスにしているという所もございます。また、LED光を使ってレタスを栽培している企業さんもありますから、そういったものの大型化を空き校舎でやるだとか、いろいろなことが考えられると思いますし、今頂いた御意見を庁内で幅広く共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

樫本委員

それでは、私から生活環境の保全、地球温暖化の防止、水資源の管理に関して何点か伺いをしたいと思います。河川法が新しくなりました。これがいつ変わったかちょっと忘れちゃったけども、河川というのは治水と利水の視点から作られたものですが、それに加えて環境の視点が入ってきたのが、新河川法とこういうことになっておるんですが、この新河川法の精神から眺めた徳島の直轄河川、そして県管理の河川の環境状況についてどんな認識でおられるのか。お伺いしたいと思います。

披田河川整備課課長補佐

樫本委員のおっしゃられた新河川法なんですが、平成9年の河川法改正のことで、それまでの治水・利水に加えて環境が入ったというところかと思います。それ以降、河川法が変わったことによりまして、国管理、県管理におきまして、水系ごとに河川整備の基本方針と具体的にどんなことをしていくかを定める整備計画を策定していくことになっております。その基本方針の中に河川の整備であったり、利水も含み環境に対してどういった配慮をしていきたいと思いますところを規定することとしております。それに基づき河川管理を行っているところでございます。

樫本委員

適正に河川を管理する上で、環境を視点にした管理が適切に進んでいると認識されてい

ますか。

市原県土整備部副部長

ただいま、樫本委員から河川の環境の視点でどういった管理がされているかという御質問でございますけれども、先ほど古川副委員長からもお話もありましたように、近年異常気象ということで気象状況も大分変わってきておりまして、その中で河川の状況も以前とは大分変わってきております。全国でも頻発しております浸水被害でありますとかそういう中で、例えば、土砂が流れて河床が上がっておりますとか、堤防を越して水が出ておるような被災もございます。そうした中で、私どもとしては、河川の在り方というのを、やはり県民みんなで考えていかななくてはいけないということで、昨年12月に委員の皆様方の御指導も頂きながら、水管理条例というのを作りまして、その中で環境の視点も含めて管理をしていこうということにしております。そうした中で、今後その条例を踏まえて各主体が、それぞれの役割を担った上で水管理を適正にしていこうということで、治水の上に利水が成り立つという考え方の下に管理を進めているところでございます。

樫本委員

それはそれでいいんです。僕が言いたかったのは、例えば、上流から考えますと昭和40年ぐらいからバブルになるまで、平成3、4年あたりまで、中小河川において、こんな谷においてもたくさんの堰堤えんが作られたんですね。そして土砂の流出を防げた。その時代は良かったんです。その後、平成に入ってから堰堤えんというのも全く0ですね。作ってない、もう見掛けたことがない。だから、その堰堤えんに対して土砂がいっぱい溜まっておると。そして、堰堤えんから土砂が下流流域に流れ落ちていると、そしてそこにそのままずっと20年、30年放置した結果、河川の樹林化が始まった。そして、この樹林化が始まったということは、それが河床、川の固定化につながってくる。固定化につながってくるということは、洪水があった時に流れに対しての影響が非常に大きいです。いわゆる洪水被害が局部局部に現れてくるわけで、滞筋みおが蛇行しますから、蛇行が一番怖い。これが流域の皆さん方にいろいろな被害を及ぼす。そして危険な状態になる。そして、山から流れた大型の樹木が橋に掛かって橋が流出すると、こういうことになってくるので、適切にこの河川の管理をやっていかなくてはならないのですが、予算の関係でこれがずっと放置されている。そして、日本各地で局部的な洪水によって被害が出てきたのは、今年の夏の状況を見ても九州北部の状況を見ても一緒なんです。ああいう状況が徳島でも続くわけなんです。これちょっと防災の質問ではないんです。そこで、県土整備部としていつかちょっと見たんですが、県の広報の中で見ました。市原副部長が前に出向されていた阿波市に大久保谷川というのがあるんです。大久保谷川で、そこの中のいわゆる樹木を県民の皆様にとり取っていただきたい。これは何に使うかということと地球温暖化防止、その木を取っていただいて薪ストーブに使っていただいて、そして河川管理を良くしようと、こういう取組でされたと思うんです。その状況についてちょっとお知らせいただきたいと思います。

披田河川整備課課長補佐

河川内樹木の公募型伐採についての御質問かと思えます。県管理河川における河川内の

樹木につきましては、これまで治水や環境の保全のため、順次伐採し、処分してきたところでございます。平成26年度からの新たな試みとしまして、河川内の不要な樹木を木材資源として有効活用しつつ、河川の維持管理のコスト縮減を図るため、県民の皆様に樹木の伐採と搬出をお願いする、公募型伐採を実施してきております。今後とも公募型伐採を含め、あらゆる取組を積極的に活用しまして、効果的かつ効率的な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えておりまして、平成28年度の状況にはなるんですが、11月におきまして、先ほど委員がおっしゃられました阿波市阿波町大久保谷におきまして8区画で、1区画あたり15本程度の伐採を行っております。応募に関しては、県内に住所を有する又は勤務先がある個人ということでさせていただいております。応募者が17名いたんですが8区画となりますので、当選者が8名という状況になっております。

樫本委員

昨年度17人の応募者があったわけですね。平成26年度からこれは始まっているんですか。そしてその推移、広がっているんですか。平成26年度からスタートしたって言うような答弁だったと思うんですが、その広がりはどうなんですか。

披田河川整備課課長補佐

手元に資料がございません。また後ほど御連絡させていただければと思います。

樫本委員

これ非常に僕はいい取組と思うんでね、これをもっと広げていただきたい。そうすると、薪^{まき}ってホームセンターで買いますと1束600円ですよ。これはチェーンソーを買って、日曜日でも家族で切りに行くと、そして薪^{まき}にして使ったら非常に楽しい。一番に楽しい、地球温暖化に貢献できる、そして、河川環境に貢献できる。これ、知事の言う一石三鳥も四鳥もいける。この取組をもっと広げたらどうですか。17人もあったら上等ですよ。もっと広がる。もっと広報してみてください。

市原県土整備部副部長

樫本委員から、大久保谷川の取組をもっと広げていってはどうかとの御質問だったと思います。私も昨年度、一昨年度、阿波市のほうにおりまして、実際に公募伐採の現場も見させていただきました。特に阿波中学校のすぐ隣の所が、かなりうっそうと茂っておりまして、学生さんの安全上あまり良くなかった所なんですけれども、公募伐採ということで地元の事業者さん、それから地元の住民の方々の協力を得て伐採をしたところ、ものすごくすっきりして、非常に環境的にも見た目にも良くなるし、河川管理上も非常に良くなったなというふうな印象を、私自身持ったところでございます。おっしゃるように、そうした取組を広げていくということは、正に水管理条例の趣旨にも則って、方向性を一にしておると思いますので、まずは、その大久保谷川の効果をしっかり認めた上で、今後につなげてまいりたいと考えてございます。

樫本委員

詳しく説明を頂きました。私はこれは非常に有効な手段だと思いますので、今の市民の皆様、県民の皆様方の求めているライフスタイルに非常に合っている。余暇時間が増えてきた中で、木を切って地域の環境に貢献する自負感、そして、地球環境の温暖化防止に貢献できたというこの満足感、すっきりしたものがあると思います。そして、親子や夫婦で木を切りに行ったりして、家庭の連携・連帯とか、そういう家庭環境も良くなる。全ての環境が良くなるので、これはどんどんPRしていただいて、公募をしっかりと広報をしていただいて、もっと大きく、自信を持って進めていただきたいと思っております。期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

寺井委員

樫本委員に関連してですけれども、県が管理をしている河川の堤防に木や竹やぶが生えますけど、よく竹やぶになっている所がどうにかならないかという声があるんですけども、竹やぶというのは堤を強固にするために植えているのかそうじゃないのか。どうですか。

披田河川整備課課長補佐

場所場所によるとは思うんですが、過去には堤防を守るために、竹林を植えた所もあるというのが吉野川筋であったというふうに聞いております。ただ、先ほど樫本委員も言われたように河川の中、樹林化に伴って竹が生えている所もあるので、両方のパターンがあるのかなと考えております。

寺井委員

強化するという部分もあるというようなお答えですけども、実は竹やぶが河川の側道、管理道に生えておりまして、その竹が非常に繁殖が旺盛なために管理道が埋まってしまうという部分もありまして、住民からよくどうかしてくれとお話があるんですけど、こういう異常気象の中で、堤がもろくなってきて露出等々もありますよね。その中で堤防で緊急に地元の消防等々が出動して土のうを積んだりする場合もあるわけですが、竹やぶの中に入って行けないんです。きれいに刈っていても斜めに切つてある所だともう入っていけないような状態になるので、竹やぶって整備で刈っていただいても、すぐまた同じ状態にその秋にはなっているわけです。この辺は非常に困っているんです。その竹やぶがあることによって、農家にとってもそこに鳥獣と言いますか、すずめ等々が非常に多く止まっておって、空飛ぶコンバインというような状況で、周辺では稲に一気に下りてきて、逃げればすぐにやぶに逃げるといような世界で、ひよどりがいっぱい寄ってきて、その辺のキャベツ等にも影響があります。吉野川のような大きい所は影響があるのかも知りませんが、私どもの谷のような竹やぶはどうにか抜本的に根からのけるようなことはできないんですか。

披田河川整備課課長補佐

状況にもよるかとは思いますが、竹やぶ等につきましては治水上支障があつて、緊急性と事業効果を総合的に勘案した上で、整備とか維持管理を進めてまいりたいと考えております。

寺井委員

竹やぶの話をしたんですけれども、例えば大きな堤があるような所に樹木がいっぱい生えてますよね。中ではなくて堤防に。これは堤防を強化するために植えているんですか。それとも生えているのかも知れませんが、県は管理してのけようとしませんか。これは堤を強化するために植えているのですか。一部お話を聞きますと、台風の時分には木が大きく揺れて堤を揺るがすというか、緩めるようなことがあるので、木を切ってくれというような住民の方からの要請もあるんですけれども、この辺はいかがですか。

披田河川整備課課長補佐

堤防に生えた樹木につきまして、特に近年堤防を強固にするために樹木を植えるということはやっておりません。堤防に生えた樹木に関しましては、適切に管理していきたいと考えております。

寺井委員

ということは影響があるの。

披田河川整備課課長補佐

風が吹いたり、堤防の川側に大きい木が生えて流水で揺られたりして、堤防への影響がないとは言えないと考えております。

寺井委員

影響はないとは言えないということ。多分影響があるというのはよく分かりました。その近くに住んでいる方は非常に心配して、あれをどうにかしてくれという話があるんですけれども、こういう時代と言いますか、局地的な大雨が降ったり台風が毎度毎度来るような世界でございますので、そういうことも含めて、県の管理も含めて、一つこれから検討していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

市原県土整備部副部長

ただいま、寺井委員さんのほうから堤に係る管理の御質疑を頂きました。披田のほうから御答弁申し上げたように一概にこうこうとは言えず、場所によって状況も変わろうかと思えます。その中で私どももできる限り、適正な河川の管理ができるように維持管理を進めておるところでございますけれども、また、その状況を見て地元の方の意見もよく聞いて、流水に直ちに影響を及ぼすもの、また堤に影響を及ぼすものにつきましては適正に伐採するなど、適正に管理をしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

山西委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時37分)